

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書 変更対照表

番号	頁・項	変更前	変更後
1	P14 第8条	<p>2 乙は、自己又は<u>維持管理企業</u>をして、建設期間中維持管理・運営期間中、別紙4第2項に記載されるるところに従って、保険に加入し、又は加入させる。</p> <p>3 乙は、自己又は<u>維持管理企業</u>をして、維持管理・運営期間中、別紙4第3項に記載されるるところに従って、保険に加入し、又は加入させる。</p>	<p>2 乙は、自己又は<u>維持管理・運営企業</u>をして、建設期間中維持管理・運営期間中、別紙4第2項に記載されるるところに従って、保険に加入し、又は加入させる。</p> <p>3 乙は、自己又は<u>維持管理・運営企業</u>をして、維持管理・運営期間中、別紙4第3項に記載されるるところに従って、保険に加入し、又は加入させる。</p>
2	P55 第90条	<p>第83条の規定により本契約が解除された場合、乙は甲に対し、設計・建設期間中の解除の場合はサービス対価A及びBの合計額の100分の10に相当する額、維持管理・運営期間中の解除の場合はサービス対価Cの100分の10に相当する額を、それぞれ違約金として甲の指定する期限までに支払う。ただし、解除が同条第1項第9号の事由に基づく場合は、解除時期にかかわらず、違約金の額は契約金額全体の100分の20相当額とする。</p>	<p>第83条の規定により本契約が解除された場合、乙は甲に対し、設計・建設期間中の解除の場合はサービス対価A及びBの合計額の100分の10に相当する額、維持管理・運営期間中の解除の場合はサービス対価Cの100分の10に相当する額を、それぞれ違約金として甲の指定する期限までに支払う。ただし、解除が同条第1項第9号の事由に基づく場合は、解除時期にかかわらず、違約金の額は契約金額全体の100分の20相当額とする。<u>また、解除が本事業以外の事由で基本協定第6条第5項第3号の事由が生じていたことが判明したことによる第83条第1項第8号の事由に基づく場合は、解除時期にかかわらず違約金の額は契約金額全体の100分の3相当額とする。なお、基本協定第11条に基づき違約金が支払われた場合には、その支払額を控除するものとする。</u></p>
3	別紙1 P3 23	<p>「引渡日」とは、第<u>37</u>条の定めるところに従って本施設が甲に引き渡され所有権が甲に移転された日（令和10年9月30日を予定）をいう。【注：工期短縮の事業者提案があった場合はそれに基づき修正する。】</p>	<p>「引渡日」とは、第<u>46</u>条の定めるところに従って本施設が甲に引き渡され所有権が甲に移転された日（令和10年9月30日を予定）をいう。【注：工期短縮の事業者提案があった場合はそれに基づき修正する。】</p>

4	別紙3 P8 第1章 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支払区分</th> <th>費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理 運営費： サービス 対価 C</td> <td>固定費 C-1</td> <td>人件費、保守点検費、清掃、保安、外 構維持管理費 SPC 運営費、その他費用(見学対応、 住民対応、運営協議会等、利益含む)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	支払区分	費用の内容	維持管理 運営費： サービス 対価 C	固定費 C-1	人件費、保守点検費、清掃、保安、外 構維持管理費 SPC 運営費、その他費用(見学対応、 住民対応、運営協議会等、利益含む)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支払区分</th> <th>費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理 運営費： サービス 対価 C</td> <td>固定費 C-1</td> <td>人件費、保守点検費、清掃、保安、外 構維持管理費、<u>建物の電気料金</u> SPC 運営費、その他費用(見学対応、 住民対応、運営協議会等、利益含む)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	支払区分	費用の内容	維持管理 運営費： サービス 対価 C	固定費 C-1	人件費、保守点検費、清掃、保安、外 構維持管理費、 <u>建物の電気料金</u> SPC 運営費、その他費用(見学対応、 住民対応、運営協議会等、利益含む)
		項目	支払区分	費用の内容											
維持管理 運営費： サービス 対価 C	固定費 C-1	人件費、保守点検費、清掃、保安、外 構維持管理費 SPC 運営費、その他費用(見学対応、 住民対応、運営協議会等、利益含む)													
項目	支払区分	費用の内容													
維持管理 運営費： サービス 対価 C	固定費 C-1	人件費、保守点検費、清掃、保安、外 構維持管理費、 <u>建物の電気料金</u> SPC 運営費、その他費用(見学対応、 住民対応、運営協議会等、利益含む)													
5	別紙3 P11 第2章 3(2) イ(ア)	(※印2点目) ※消化汚泥固形物処理量については、当該月における <u>要求水準書</u> <u>に記載の測定方法による週一回の測定値の平均値</u> とする。	(※印2点目) ※消化汚泥固形物処理量については、当該月における <u>消化汚泥処</u> <u>理量と要求水準書に記載の測定方法による週一回の測定値の平</u> <u>均値で求めた消化汚泥固形物(SS)濃度より算出した値</u> とする。												
6	別紙3 P11 第2章 3(2) イ(ア)	(※印4点目) ※電力、都市ガス、水道は市の施設より供給する。事業者は毎月市 の請求に基づき使用料を支払う。	(※印4点目) ※電力、都市ガス、水道は市の施設より供給する。事業者は毎月市 の請求に基づき使用料を支払う。 <u>(舞洲スラッジセンター)</u>												
7	別紙3 P11 第2章 3(2) イ(イ)	(※印4点目) ※電力、都市ガス、水道は市の施設より供給する。事業者は毎月市 の請求に基づき使用料を支払う。	(※印4点目) ※電力、都市ガス、水道は市の施設より供給する。事業者は毎月市 の請求に基づき使用料を支払う。 <u>(舞洲スラッジセンター)</u>												
8	別紙3 P11 第2章	(供給単価表下) ※ <u>事業開始後、上記単価と市からの請求額に大きな乖離が生じた</u> <u>場合は、支払いについて別途協議する。</u>	(供給単価表下) ※ <u>事業開始後、上記単価は、「第4章サービス対価の改定 3建設</u> <u>期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく</u>												

	3 (2) イ		<u>改定」に基づき改定する。</u>
9	別紙3 P12 第2章 3 (2) イ (ウ)	(※印6点目) ※ <u>物価変動により、上記の単価構成に基づき補正を行う場合がある。</u>	(※印6点目) ※ <u>事業開始後、上記単価は、「第4章サービス対価の改定 3 建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく改定」に基づき改定する。</u>
10	別紙3 P13 第2章 3 (3) イ (ア)	(※印6点目) ※ <u>消化汚泥固形物処理量については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による週一回の測定値の平均値とする。</u>	(※印6点目) ※ <u>消化汚泥固形物処理量については、当該月における消化汚泥処理量と要求水準書に記載の測定方法による週一回の測定値の平均値で求めた消化汚泥固形物 (SS) 濃度より算出した値とする。</u>
11	別紙3 P14 第2章 3 (3) イ (ウ)	(※印6点目) ※ <u>物価変動により、上記の単価構成に基づき補正を行う場合がある。</u>	(※印6点目) ※ <u>事業開始後、上記単価は、「第4章サービス対価の改定 3 建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく改定」に基づき改定する。</u>
12	別紙3 P15 第2章 3 (4)	消費税等（消費税及び地方消費税）については、 <u>サービス対価 A ~F</u> の区分毎に、その相当額を支払期ごとに算定する。	消費税等（消費税及び地方消費税）については、 <u>サービス対価 A ~C</u> の区分毎に、その相当額を支払期ごとに算定する。
13	別紙3 P15 第2章 3 (5)	(5) <u>1円未満端数の取扱</u> <u>サービス対価の内訳に定める支払区分別の支払対象期に係る対価毎に、1円未満の端数を切り捨て処理する。</u>	(5) <u>端数の取扱</u> <u>サービス対価の算定は、各汚泥処理量・未処理脱水分離液・資源化利用量について小数第3位以下の端数を切り捨て処理するとともに、算定したサービス対価毎に、1円未満の端数を切り捨て処理する。</u>

14	別紙3 P16 第4章 1	<p><u>施設建設費及び建設期間中維持管理運営費については、原則として改定を行わない。</u></p> <p>維持管理運営費については、物価変動に基づき、<u>年度毎</u>に見直すものとする。</p>	<p><u>施設建設費、建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費</u>については、物価変動に基づき見直すものとする。</p>
15	別紙3 P17 第4章 2(3) イ	<p>スライド額については、<u>入札日</u>と基準日との間の物価指数等に基づき、スライド額及びサービス対価 A-1 及び A-2 の改定額について、市と事業者で協議して定める。ただし、協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、スライド額及びサービス対価 A-1 及び A-2 の改定額を定め、事業者に通知する。</p>	<p>スライド額については、<u>令和2年度の指標（令和2年4月から令和3年3月までの平均）</u>と基準日との間の物価指数等に基づき、スライド額及びサービス対価 A-1 及び A-2 の改定額について、市と事業者で協議して定める。ただし、協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、スライド額及びサービス対価 A-1 及び A-2 の改定額を定め、事業者に通知する。</p>
16	別紙3 P17 第4章 3	<p>3 <u>維持管理運営費</u>の物価変動に基づく改定</p>	<p>3 <u>建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費</u>の物価変動に基づく改定</p>
17	別紙3 P17 第4章 3(2)	<p><u>業務委託料</u>の改定は支払区分ごとに行う。支払区分の費用項目に対応した指標の増減率及び、各費用項目の額から算出した物価変動等による当該年度の翌年度以降の<u>業務委託料</u>の変動率が、±1.5パーセントを超える場合にそれぞれ見直しを行うものとする。</p>	<p><u>サービス対価</u>の改定は支払区分ごとに行う。支払区分の費用項目に対応した指標の増減率及び、各費用項目の額から算出した物価変動等による当該年度の翌年度以降の<u>サービス対価</u>の変動率が、±1.5パーセントを超える場合にそれぞれ見直しを行うものとする。</p>
18	別紙3 P18 第4章 3(2) イ	<p>費用項目に対応する指標の増減率は、当該費用項目に係る当該年度の指標と、最後に<u>業務委託料</u>の見直しを行った年度の指標（初めて<u>業務委託料</u>の見直しを行う場合にあつては、<u>令和5年度の指標（令和4年8月から令和5年7月までの平均）</u>）の増減分を、最後に<u>業務委託料</u>の見直しを行った年度の指標で除して算出する。</p>	<p>費用項目に対応する指標の増減率は、当該費用項目に係る当該年度の指標と、最後に<u>サービス対価</u>の見直しを行った年度の指標（初めて<u>サービス対価</u>の見直しを行う場合にあつては、<u>令和2年度の指標（令和2年4月から令和3年3月までの平均）</u>）の増減分を、最後に<u>サービス対価</u>の見直しを行った年度の指標で除して算出する。</p>

		$\alpha = \left( \frac{\text{見直し時における最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）}}{\text{最後に見直しを行った年度の指標（直近 12 ヶ月の平均）}} - 1 \right) \times 10$	$\alpha = \left( \frac{\text{見直し時における最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）}}{\text{最後に見直しを行った年度の指標（直近 12 ヶ月の平均値）}} - 1 \right) \times 100$
19	別紙 3 P18 第 4 章 3 (2) ウ	<p>ウ 当該年度の翌年度以降の構成区分ごとの<u>業務委託料</u></p> <p>次式により、当該年度の翌年度以降の<u>業務委託料</u>の変動率を算出する。</p> $\beta = (Y / X - 1) \times 100$ <p><math>\beta</math> : 変動率（パーセント）</p> <p>X : 物価変動等考慮前の当該年度の翌年度以降の<u>業務委託料</u></p> <p>Y : 物価変動等考慮後の当該年度の翌年度以降の<u>業務委託料</u></p>	<p>ウ 当該年度の翌年度以降の構成区分ごとの<u>サービス対価</u></p> <p>次式により、当該年度の翌年度以降の<u>サービス対価</u>の変動率を算出する。</p> $\beta = (Y / X - 1) \times 100$ <p><math>\beta</math> : 変動率（パーセント）</p> <p>X : 物価変動等考慮前の当該年度の翌年度以降の<u>サービス対価</u></p> <p>Y : 物価変動等考慮後の当該年度の翌年度以降の<u>サービス対価</u></p>
20	別紙 3 P19 第 4 章 3 (2) エ	<p>エ <u>委託料</u>の見直し</p> <p>上式により算出した <math>\beta</math> が <math>\pm 1.5\%</math> を超える場合 <u>には、以下の式に基づき、増減額を算定するものとする。</u></p> <p><u>○改定率（<math>\beta</math>）が正の場合</u></p> $\text{増加額 (S+)} = [ Y - X - ( X \times 15/1,000 ) ]$ <p><u>S+ : 本改定における区分別の増加額</u></p> <p><u>○改定率（<math>\beta</math>）が負の場合</u></p> $\text{減少額 (S-)} = [ Y - X + ( X \times 15/1,000 ) ]$ <p><u>S- : 本改定における区分別の減少額</u></p>	<p>エ <u>サービス対価</u>の見直し</p> <p>上式により算出した <math>\beta</math> が <math>\pm 1.5\%</math> を超える場合、<u>当該年度の翌年度以降のサービス対価は Y を採用するものとし見直しを行う。</u></p> $Y = X ( \beta / 100 + 1 )$

<p>21</p>	<p>別紙 3 P19 第 4 章 3 (2) エ</p>		<p>(図追加)</p> <p>■ サービス対価に対する物価変動の適用イメージ</p> <p>■ サービス対価の改定イメージ</p>
<p>22</p>	<p>別紙 5 P21 2</p>	<p>維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、乙に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価 C (第 58 条第 2 項の規定による改定を考慮し、かつ第 63 条の規定による減額を考慮しない金額とする。) の 1 パーセントに至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。</p>	<p>維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、乙に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価 C (第 74 条第 2 項の規定による改定を考慮し、かつ第 80 条の規定による減額を考慮しない金額とする。) の 1 パーセントに至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。</p>
<p>23</p>	<p>別紙 6 P22</p>	<p>(タイトル) 別紙 6 保証書の様式 (第 49 条第 7 項関係)</p>	<p>(タイトル) 別紙 6 保証書の様式 (第 49 条第 10 項関係)</p>

24	別紙 6 P22 第 1 条	連帯保証人は、本件事業契約第 <u>37</u> 条第 1 項ないし第 3 項に基づく乙の甲に対する債務を保証する。	連帯保証人は、本件事業契約第 <u>49</u> 条第 1 項ないし第 3 項に基づく乙の甲に対する債務を保証する。
25	別紙 7 P24 2 (1) ア	事業者は、設計の着手にあたって、実施体制、工程、設計方針、調査計画等の内容を記載した業務計画書に加え、要求水準書 第 3 章 <u>3-5</u> (1) に示すセルフモニタリング計画書を発注者に提出する。発注者は、その内容について確認を行う。	事業者は、設計の着手にあたって、実施体制、工程、設計方針、調査計画等の内容を記載した業務計画書に加え、要求水準書 第 3 章 <u>3-4</u> (1) に示すセルフモニタリング計画書を発注者に提出する。発注者は、その内容について確認を行う。
26	別紙 7 P30 3 (2) エ (イ)	ペナルティポイントの算定 発注者は、上記アのレベルに応じ、次のとおりペナルティポイントを算出する。	ペナルティポイントの算定 発注者は、上記 <u>(ア)</u> のレベルに応じ、次のとおりペナルティポイントを算出する。
27	別紙 7 P31 4	(2 段落目) この場合、当該減額されるべき維持管理運営費を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、 <u>年 5%の割合で計算した額の違約金</u> を付するものとする。	(2 段落目) この場合、当該減額されるべき維持管理運営費を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、 <u>本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率 (1 年を 365 日とする日割計算とする。)</u> で計算した額の遅延利息を付するものとする。